



令和4年第7回総会

会 議 録

期 日 令和4年7月28日
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和4年第7回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和4年7月28日（木）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	3 2	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	3 3	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	3 4	農地法第3条許可申請について
5	3 5	農地法第5条許可申請について
6	3 6	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
7月28日	午後2時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第5号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	原田克子	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	今給黎龍浪	農業委員
	6番	白澤千恵子	農業委員
	7番	眞茅文男	農業委員
	8番	俵積田広昭	農業委員
	9番	園田和寛	農業委員
会長代理	10番	畑野真人	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博
主幹兼農地係長 加治屋昭男
農地係参事補 前原光博

午後 2 時 00 分 開会

議長 令和 4 年第 7 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 14 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。12 番俵積田正康委員、13 番有村委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 3 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 119 号から 123 号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇さん外 4 名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外 3 名です。

解約面積は畑のみ 20 筆で 23,296 m²です。

以上農地法第 18 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番 119 号から 123 号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 3 2 号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第33号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。

名簿登録番号中村地区2号、〇〇〇〇さんは経営形態雑穀・いも類・豆類及び果樹類の複合経営で経営面積は409aです。農業労働力は2名です。

この方は、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登載しようとするものです。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件で所有権の移転に関する申請です。

[整理番号10号]

整理番号10号の申請地は、東鹿籠円妙ヶ堀〇〇番，畑，531㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，73歳，神奈川県にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，農業，74歳，妙見町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望，譲受人の規模拡大ということであります。

整理番号10号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号10号の申請地については5～6ページに掲載してあります。

申請地は，国道225号沿い東木材から東側〇〇mに位置します。

機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないこと，農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上，説明を終わります。

議長 次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号10号について，今給黎委員をお願いします。

5番（今給黎委員）整理番号10号について報告いたします。

7月9日に譲受人の〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は下園集落に居住し，米，甘しょ等を栽培している専業農業者です。

譲渡人は神奈川県に在住のため農業に従事していません。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は、北側は甘しょ、東側は荒廃した公衆用道路、西側は甘しょ、南側は市道です。現地周辺は、現在、甘しょ畑となっている優良農地であります。

取得後も、甘しょ畑として、周囲と一体となった営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長

ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請の整理番号10号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第5条の許可申請は6件で、所有権の移転に関する申請が4件、使用貸借権の設定が1件、地上権の設定が1件です。

[整理番号17号]

整理番号17号の申請地は立神北町〇〇番、畑、304㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は貸駐車場・通路です。

申請事由は、「隣接する土地を事業所として貸しているが、駐車スペースが不足しており、申請地を取得して駐車場として貸付けるため」とのことです。

申請地は9・10ページに掲載してあります。

下野原公民館より南東側〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第1種中高層住居専用地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

転用目的は貸駐車場・通路で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えま

す。

計画内容は普通自動車6台と2tトラック1台分の駐車場と通路の設置です。

計画面積は304㎡で問題ないものと思われます。

造成は、現状のままで整地のみです。

境界には、既存のブロック積みを施します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号18号]

整理番号18号の申請地は立神北町〇〇番, 畑, 196 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は車庫兼物置です。

申請事由は、「車庫, 物置が不足しており, 住居に隣接する申請地を取得して車庫兼物置を設置するため。」とのことです。

申請地は9・12ページに掲載してあります。

下野原公民館より南西側〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で, 第1種中高層住居専用地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

転用目的は車庫兼物置で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は車庫兼物置1棟の設置です。

計画面積は196 m²で問題ないものと思われます。

転用にあたり, 物置部分は自宅と同じ高さで70cm, その他の部分は道路の高さで20cmの盛土をおこないますが, 周囲には, 既存の塀ブロック及び擁壁があります。

物置は, 高さ5mの平屋であり, 境界より2.0m以上控えて設置します。

なお, 西側の農地境界より, 土砂流出の恐れがあったため, 十分な土留め対策をおこなうよう指導したところです。

そのほか被害防除計画, 資金調達計画も適正であります。

[整理番号19号]

整理番号19号の申請地は立神北町〇〇番, 畑, 492 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は水槽・駐車場・家庭菜園です。

申請事由は、「借地に仮置きしている鑑賞用の錦鯉や金魚の飼育用のタンク・水槽を申請地に設置し, 併せて, 来客用の駐車場と家庭菜園として利用するため。」とのことです。

申請地は9・14ページに掲載してあります。

立神中学校より南西側〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で, 第1種中高層住居専用地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

転用目的は水槽・駐車場・家庭菜園で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は錦鯉, 金魚の飼育用のタンク10台, 水槽1台の設置及び普通自動車2台分の駐車場, 家庭菜園としての利用です。

計画面積は492 m²で問題ないものと思われます。

造成は, 現状のままで整地のみです。

周囲には、既存の塀ブロック及び擁壁があります。
境界には、既存のブロック積みを施され、境界より 1.7m以上控えて設置します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号 20号]

整理番号 20号の申請地は大塚中町〇〇番〇，畑，425 m²です。

借人は〇〇〇〇さんです。

貸人は〇〇〇〇さんです。

使用貸借権の設定です。

貸人は借人の子です。

転用目的は、観葉植物商品展示場です。

申請事由は、「経営する園芸店の観葉植物の置場が不足しており、隣接する申請地を借受け、観葉植物の商品展示場として利用するため。」とのことです。

申請地は 16・17 ページに掲載してあります。

大塚公民館より北東側約〇〇m及び国道 226 号沿い、大塚南町、畠野商店西側〇〇mに位置します。

農地の区分は大塚集落外周部に位置しますが、南側の大塚花き団地方向へ 10ha 以上の集団性があるため、第 1 種農地と判断されます。

申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の 55m以内に既存住宅が 3 戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずやむを得ず申請地を商品展示場の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま

す。転用目的は商品展示場で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は利用されていないハウス敷地に観葉植物 50 鉢分の商品展示場として利用します。

計画面積は 425 m²で問題のないものと思われま

す。転用にあたり、花き栽培に、利用されていない農地を活用し、現況のまま、整地し、表面に芝を植栽します。

境界には、ブロック積みが施してあります。

屋内展示用に高さ 6.0mの既存のハウスを利用しますが、隣接農地境界から 1m以上程度控えております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号 21号]

整理番号 21号の申請地は妙見町〇〇番〇，畑，239 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん，〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は車庫兼物置です。

申請事由は、「車庫、物置が不足しており、住居に隣接する申請地を取得して車庫兼物置を設置し、併せて、家庭菜園として利用するため。」とのことです。

申請地は、19 ページに掲載してあります。

妙見センター・グラウンドより東側〇〇mに位置します。

農地の区分は 10ha 以上の集団性があるため、第1種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の 55m以内に既存住宅が 3 戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を車庫兼物置の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は、車庫兼物置で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。計画内容は車庫兼物置 1 棟の設置及び家庭菜園としての利用です。

計画面積は 239 m²であり、問題ないものと思われます。

車庫兼物置の転用にあたり、現況のまま整地します。南側農地境界、その他周囲には、既存の塀ブロック及び擁壁があります。

物置は、高さ 4mの平屋であり、境界より 1.0m以上控えて設置します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号 2 2 号]

整理番号 2 2 号の申請地は小塚町〇〇番、畑、1,077 m²です。

借人は〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇さん、太陽光発電売電事業です。

借人は〇〇〇〇さんです。

地上権の設定です。

申請地に、賃借による、建築物が所有できる権利です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「申請地に太陽光パネルを設置し、太陽光発電施設として活用するため。」とのことです。

申請地は、21 ページに掲載してあります。

小塚公民館より南側に隣接します。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない 1.1ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

太陽光発電事業を始めるにあたり、代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を候補地として選定しております。

転用目的は、太陽光発電施設で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 1,077 m²を太陽光パネル (324 枚) 103.6kw を設置する計画で問題のないものと思われます。

造成については、現況のまま、整地のみで、周囲にはフェンス、東側及び南側には高さ 30 cmの畦畔を設けます。

雨水については、東側に 50cm 四方の、深さ 50cm の、浸透柵を 2 ヶ所設け、地下浸透させます。

なお、南側住宅所有者へ確認、承諾を得ているとのこと。

パネル高は 2.2m となります。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されています。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号 17 号から 19 号について、白澤委員をお願いします。

6 番（白澤委員） 7 月 15 日に今給黎農業委員、園田農業委員、桑原推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

整理番号 17 号について報告いたします。

立会人は行政書士〇〇〇〇さんです。

転用目的は貸駐車場及び通路です。

17 号の申請地は、説明にありましたとおり、立神北町に位置する農地で、現在、不耕作の畑です。

申請地の北側及び東側は宅地、西側は宅地、南側は道です。

北側はブロック積みを施されており、砂利を敷き詰めて、周辺へ土砂雨水が流出するのを防止します。

雨水については、南側の側溝へ排水されます。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま。

整理番号 18 号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

転用目的は車庫兼物置です。

18 号の申請地は、説明にありましたとおり、立神北町に位置する農地で、現在、不耕作の畑です。

申請地の北側は市道、東側は雑種地、西側は畑、南側は宅地です。

倉庫は盛土をおこないますが、東西及び南側にブロック積を施します。

雨水については、北側側溝へ放流により処理します。

なお、西側の農地境界より、土砂流出の恐れがあったため、十分な土留め対策をおこなうよう指導したところです。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま。

整理番号 19 号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

転用目的は水槽置き場・駐車場・家庭菜園です。

19号の申請地は、説明にありましたとおり、立神北町に位置する農地で、現在、不耕作の畑ですが、一部、家庭菜園があります。

申請地の北側は宅地、西側は駐車場、東側は原野と宅地、南側は市道です。

申請地を水槽の設置と駐車場、家庭菜園として利用するものです。

雨水については、地下浸透しますが、流れ出すものについては、西側の駐車場への自然流下と南側の側溝に放流します。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

以上で報告を終わります。

議長 次に、整理番号20号から22号について、今給黎委員をお願いします。
5番（今給黎委員）7月15日に白澤農業委員、園田農業委員、立神地区は桑原推進委員、鹿籠地区は有村推進委員、別府地区は中原推進委員と事務局の前原さんと現地確認を行いました。

まず整理番号20号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

転用目的は隣接する園芸店で販売する鉢植え観葉植物の置き場に活用するものです。

20号の申請地は、説明にありましたとおり、大塚中町に位置する集団的な農地で、花き栽培用のハウスとして利用されていたものです。

申請地の北側は宅地で、境界にはフェンスが設置され、南側は、コインランドリー、東側は貸人のハウス、西側は通路となっています。

雨水については、北側の水路により処理します。

現況のまま、活用するので、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

整理番号21号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

転用目的は車庫兼物置です。

21号の申請地は、説明にありましたとおり、妙見町に位置する集団的な農地で、現在、整地されています。

申請地は北側は、建築が終わったばかりの申請人の自宅、南側は農地で、保全管理されております。

西側及び東側は住宅で、周辺はブロック積がされており、車庫を建築の際も、日照通風等支障を及ぼすことはないと思われま

す。

雨水については、敷地内に雨水枡があり、問題はないと思われま

す。

整理番号22号について報告いたします。

立会人は〇〇行政書士と申請人である〇〇〇〇(株)の担当者です。

転用目的は太陽光発電施設です。

22号の申請地は、説明にありましたとおり、小塚町にある小集団の農地で、現在、遊休農地です。

申請地は、北側は小塚公民館、南側は住宅、東側は道、西側は山林・原野です。現地は荒廢地化しており、土地の勾配がわかりにくい所でしたが、2ヶ所の浸透枘の設置、隣接住宅の所有者からは、土砂雨水等が流出しないように工事をする同意書が示されております。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

7番（眞茅委員）整理番号18号なんですけど、現在この土地への入口はどこから入るようになってるんですか。

6番（白澤委員）北側の道から入るようになっております。

事務局 もう一度確認しますが、〇〇〇〇さんの自宅への進入路についてのお尋ねでしょうか。

7番（眞茅委員）そうです。

事務局 ここにつきましては〇〇番〇の雑種地から現状は通行してるようです。

特にそこについての取り決め等の確認は事務局の方ではしておりません。

7番（眞茅委員）わかりました。

議長 よろしいですか。雑種地になっているここを通らせてもらっているとのことでしょうか。

他にございませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第5条許可申請の整理番号17号から22号の6件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第36号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号99号から107号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外8名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外10名で設定面積は、畑が12筆で11,462㎡、樹園地が15筆で18,329㎡合計27筆で29,791㎡です。

以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

7番（眞茅委員） 借借人の〇〇〇〇さんという方はどちらの方なんですか。

事務局 〇〇さんはですね、南九州市川辺町にお住まいの方です。

7番（眞茅委員） わかりました。

議長 他にありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号99号から107号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議案第36号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午後 2 時 3 5 分 開会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 俵積田 正康

会議録署名委員 有村 貞雄